

令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

大阪市立喜連中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

（注意1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注意2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあるものを指す。

（注意3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注意4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注意5）けんか等を除く。

文部科学省のHP (<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>)

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「**思いやりのある豊かな心と規律ある集団**」の育成のために、「喜連中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の**3点**をあげる。

- ① 道徳・人権学習を系統的に行い、自尊感情を高める教育を実践する。
- ② 定期的に教育相談を行い、各学期に生活アンケートを実施する。また、スクールカウンセラー等による相談室や関係機関の活用、電話相談窓口について周知し、未然防止、早期発見に努める。
- ③ 保護者と連携を取り、電話連絡、家庭訪問、必要に応じて地域関係機関に相談し、情報共有を密にしていく。

3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 自己肯定感を高めるために

- ① 生徒専門委員会や教科係など、生徒一人ひとりが活動できる場をつくる。
- ② 積極的に部活動に参加し、居場所づくりに努める。
- ③ 各学年計画的にキャリア教育に取り組み、自ら進路を切り拓く力を育てる。

(2) 授業改善について

- ① 「遅刻・おしゃべり・忘れ物」の授業3悪をさせない学習規律の確立、配慮を要する生徒に対して、必要に応じて入り込み、別課題、抽出を行う。
- ② 習熟度別を取り入れた授業を行う。
- ③ 研修会に積極的に参加し、教材開発や指導法の工夫・改善に努め、公開授業・研究授業の実施。
- ④ 教育センター事業（OJT・教師力トップアシスト）の積極的活用。ICT事業の活用。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳等で自他の違いを認め合い、いじめに向かわせない言葉掛けを日常的に行う。
- ② 生徒が教師に知らせる雰囲気は、教師と生徒の信頼関係から生まれることから、一人ひとりの変化を見逃さないよう、日頃からコミュニケーションを取り、信頼関係を築く。
- ③ はやしたてたり、同調していた生徒に対しても、いじめに加担している行為であることを見逃さないよう、十分理解させ、今後の行動と反省を促す。

4 いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からかかりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒観察は、日常的に行い、変化を見逃さないよう、ささいなことでも情報の共有を行う。
- ② アンケートを学期に1回、教育相談を年2回実施する。
- ③ 気になる生徒に関しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連絡会や外部機関と連携し、定期的に協議していく。

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① **発見・通報を受けた場合は、すぐに学年で情報を共有し、事実の確認を行うとともに、管理職に報告し、学年といじめ対策委員会で協議し、今後の解決策を打ち出す。**
- ② **加害者、被害者双方から聞き取りを行う際、複数で対応し、事実を整理し、すり合わせを行う。**
- ③ **事実を確認したうえで、保護者に事情説明を行う。**
- ④ **重大な事案に関しては、警察や関係機関と連携する。**
- ⑤ **聞き取りと事実がはっきりしたうえで、加害者への指導、被害者へのケアをしていく。必要に応じて、スクールカウンセラーの活用も検討する。**

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① **組織名を「いじめ対策委員会」とし、管理職、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭、必要に応じて、担任、保健主事、人権教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成メンバーとする。**
- ② **開催時期は、4月に行い、活動内容の確認を行い、事案発生時、必要に応じて複数回開催する。**
- ③ **年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、情報収集に関しては、時系列に整理する。**

【年間計画】

(調査等)

①生活アンケート調査 年3回（7月・12月・3月）

②教育相談 年2回（4月・8月）

③携帯・インターネット教室（第1学年時）

(研修会)

①生活指導研修会（4月・5月・必要に応じて9月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校評議会、PTA 実行委員会の実施、学校ホームページや校長室通信などで情報発信・啓発を行う。
- ② 校外生活指導連絡協議会、保護司・民生委員連絡会などの関係諸機関との連携。

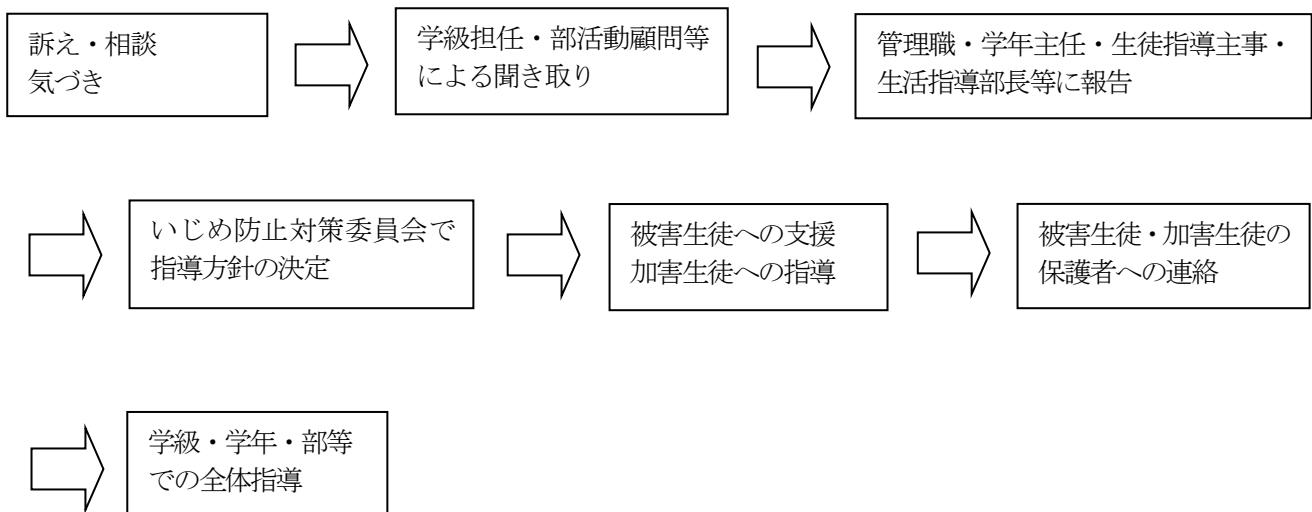
(3) 取組内容の検証

- ① 中間反省会、最終反省会を行い、次年度への改善点を確認し、引継ぎを行う。

7 重大事案への対処

- ① 速やかに教育委員会への報告、校内委員会を開催し、対応を協議する。
- ② 教育委員会、関係諸機関と連携を密にし、可能な限りの聞き取り調査を行う。
- ③ 被害生徒及び保護者への適切な情報提供と、心のケアを行う。

※ いじめ発見の際の流れ



「いじめ」に関する相談機関

相談窓口	電話番号	窓口開設時間
大阪市教育センター こども青少年局子育て支援部教 育相談（面談：要予約）	06-6572-0655	9:30~17:00 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
24時間 電話 いじめ 相談	教育相談 大阪市中央子ども 相談センター	06-4301-3100 9:30~17:00 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
	保護者専用 電話教育相談	06-4301-3141 9:00~19:00 月曜～金曜（祝日を除く）
	子ども専用 電話教育相談	06-4301-3140 9:00~19:00 月曜～金曜（祝日を除く）
	全国共通 なやみいおう	0120-078310 なやみいおう PHS、IP電話はつながりません。

いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に1回校内研修を実施する。

(教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

早期発見のために=・日々の観察　・いじめアンケートの実施（学期に1回以上=年に3回以上）
　　・教育相談の実施（年に2回以上）　・SCによるカウンセリング
　　・家庭や地域との連携　・学校以外の相談窓口の周知
　　・毎週の主任会にて情報交換

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員　・いじめと疑われる行為を発見した　・生徒から相談や訴えがあった　・外部から通報があった
　　・保護者から相談や訴えがあった　・いじめアンケートに記載があった

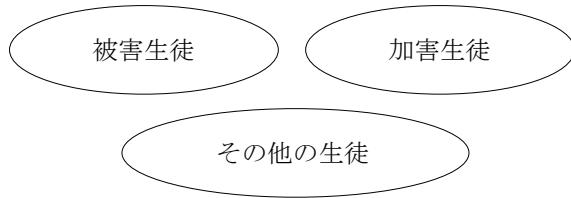
校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任

・いじめ対策のための組織（いじめ対策委員会）会議の開催

いじめ対策のための組織（校長が組織の長）会議
(管理職、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭、必要に応じて、担任、保健主事、人権教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成メンバーとする。)

【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法
→ 初期段階よりSCによる心のケア



- ・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

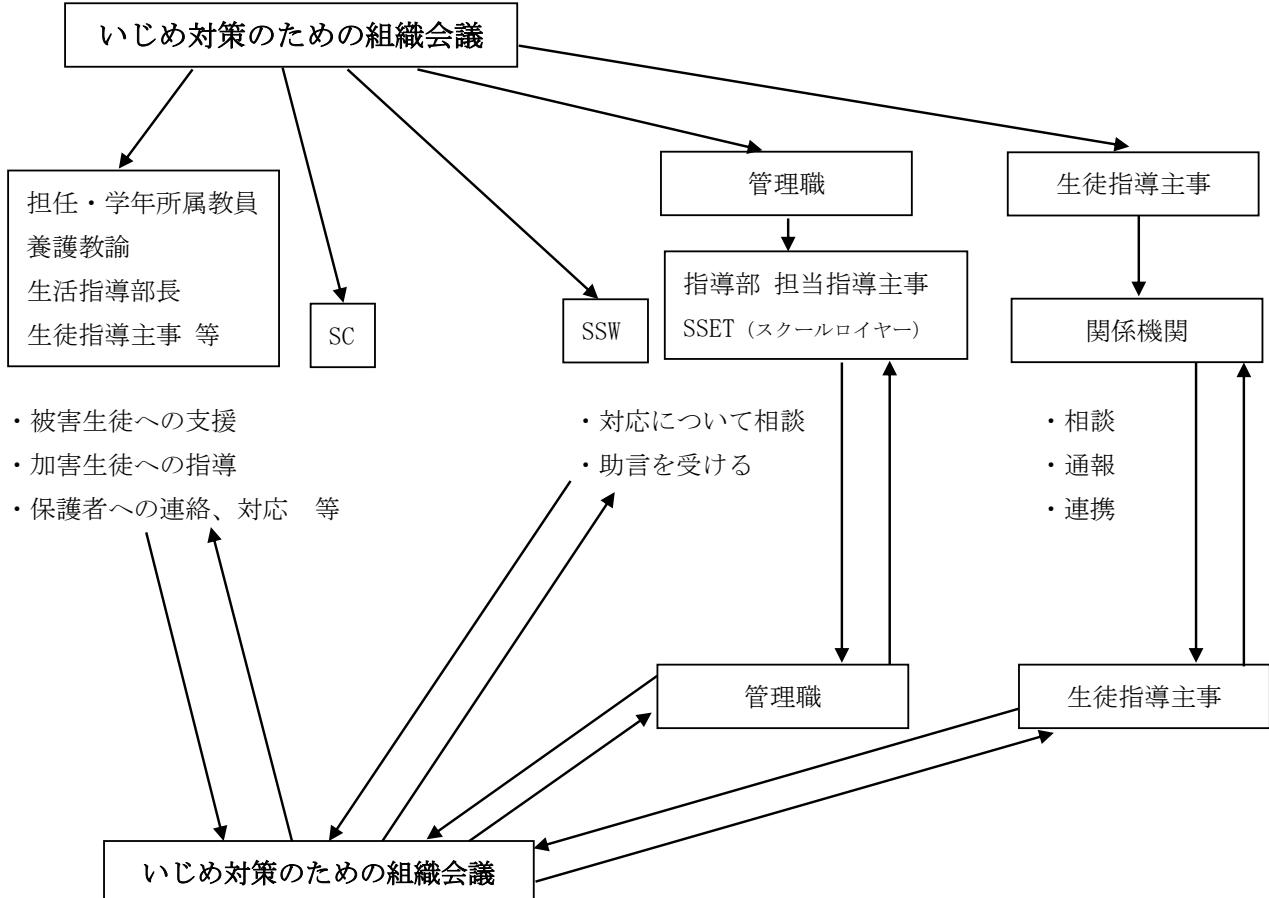
担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等　・生徒からの聞き取り等

【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害生徒への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか？）
- ・加害生徒への具体的な指導の方法（どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか？）
- ・保護者への連絡について（どの教職員が、どのような方法で行うか？説明する内容は？）
- ・関係機関との連携について（連携の必要があるか？連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか？）

いじめ対策のための組織会議

- ・その他の生徒への働きかけの方法（どの教職員が、どのように行うか？）



【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- ・加害生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員

・日々の見守り

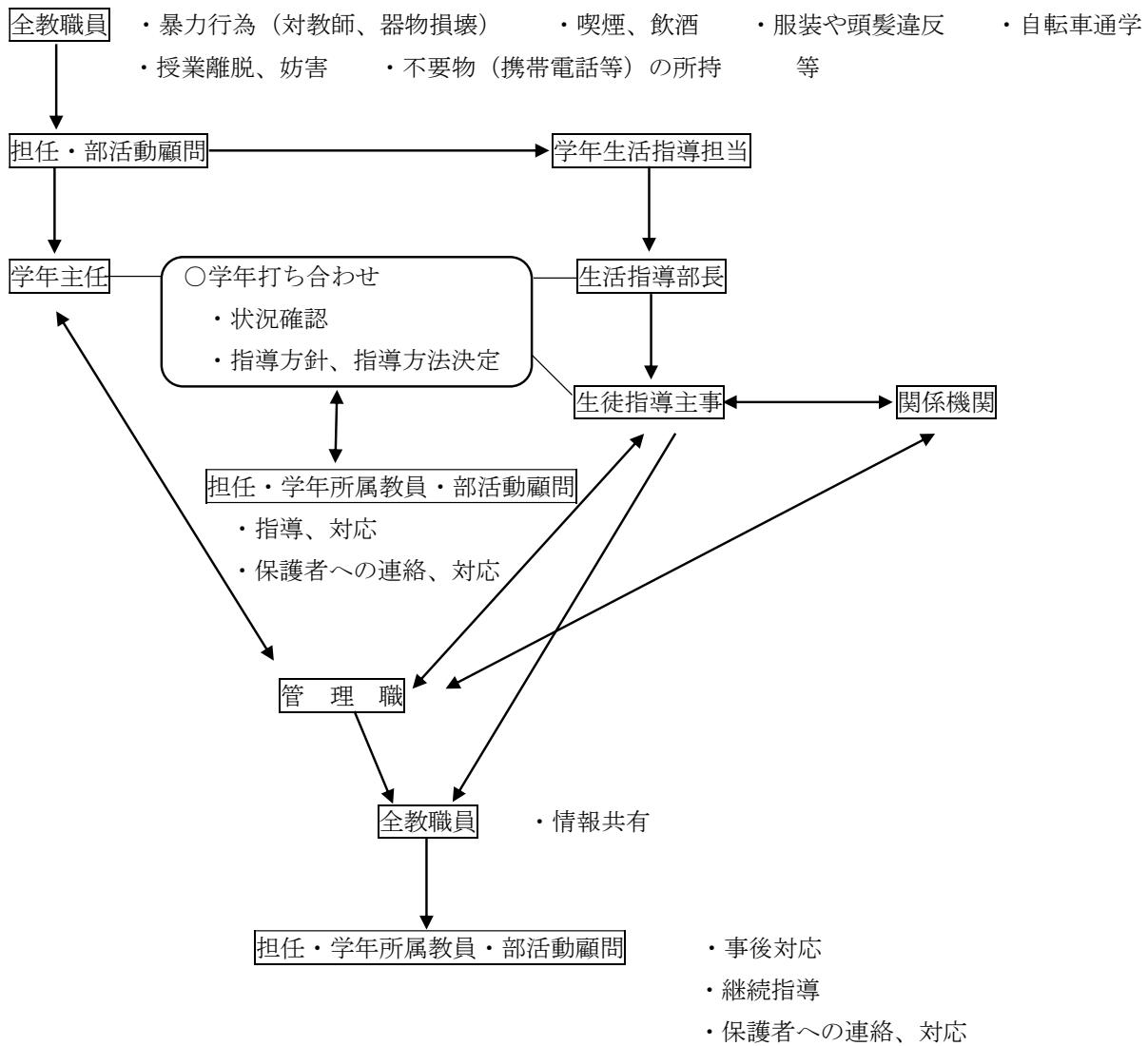
「被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。